

議 案 第 37 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税のわがまち特例に係る特例割合の規定を整備するとともに、軽自動車税のグリーン化特例に係る適用期限を延長するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第77条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第77条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

第152条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第152条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

附則第31条中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

附則第45条中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1

日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第45条の2第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

附則第50条に次の2項を加える。

3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

4 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。